

母子父子寡婦福祉資金貸付金について

福島市では、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の生活の安定のために必要な資金（お子さんの進学、引っ越しなど）の貸付を行っています。



貸付の対象者

- 母子家庭の母：配偶者のいない女性で、児童（20歳未満の子）を扶養している方
- 父子家庭の父：配偶者のいない男性で、児童（20歳未満の子）を扶養している方
- 寡婦：かつて母子家庭の母であった方、40歳以上の配偶者のいない女性で母子家庭の母及び寡婦以外の方

《就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金》

これらの資金については、配偶者のいない父母に現に扶養されている子ども及び父母のいない児童（20歳未満）も対象です。

貸付決定までの流れ

1. こども家庭課へ来所相談予約（事前に電話にて予約いただくとスムーズにご案内できます）
2. 専門の相談員による面談（家庭の状況、経済状況、必要経費等に関する聞き取りをします）
※貸付要件に該当しないと判断する場合があります。
※申請希望者の面談を行ったうえで、後日、連帯保証人及びお子さんに関わる資金に関しては、お子さんも行きます。
3. 貸付申請書及びその他添付書類の提出
申請に必要な書類
※面談の結果、貸付要件を満たしている場合に提出していただきます。
 - ①貸付申請書
 - ②戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し
 - ③連帯保証人の住民票の写し
 - ④申請者及び連帯保証人の所得証明書または源泉徴収票など収入の分かる公的書類
 - ⑤申請者及び連帯借受人、連帯保証人の印鑑登録の写し
 - ⑥個人番号カード、運転免許証の本人確認できる書類
 - ⑦その他、資金に応じ必要な書類（合格通知書、在学証明書など）
4. 貸付審査会の開催
※貸付の可否を決定します。審査会の結果、お貸しできない場合もございますのでご了承ください。

貸付の種類・貸付限度額

貸付の種類・貸付上限金額は、市ホームページに掲載しています。借入額の計算等に活用してください。

～注意事項～

高等教育の修学支援制度による授業料等の減免・給付型奨学金の支援を受けるときは、就学支度金や修学資金の貸付限度額から新制度による授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を控除した額が限度です。なお、修学資金・就学支度資金の申請をお考えの方は、「高等教育の修学支援制度」の活用をお願いします。



【市HP】
貸付種類・上限額のほか、ひとり親支援についても掲載しています。



【文部科学省HP】
修学支援制度について、大学生・高校生向けに情報が掲載されています。

貸付時の注意事項

○連帯保証人について

貸付は、原則、**連帯保証人**が必要です。

連帯保証人の居住（福島市内）、償還能力（収入等）によっては、連帯保証人として認められない場合があります。

連帯保証人は、借受人と同等の立場で償還義務を負います。

申請者は、連帯保証人に対して、現在の家計の状況、ほかの債務の有無、申請内容等を必ず説明しておきましょう。

○連帯借受人について

就学支度資金・修学資金・就職支度資金、修業資金の貸付については、お子さんが直接、貸付の利益を受けることになるため、連帯借受人として加えていただきます。

連帯借受人は、借受人と同等の立場で償還義務を負います。

お子さんも償還義務を負うことから、申請前に親子で貸付のこと、償還のこと、学費のこと（具体的に費用がいくらかかるのか）など、きちんと話し合しましょう。

○余裕を持った相談を！

貸付の相談から決定、貸付金の振り込みまでは、1ヶ月～2か月の時間を要します。

例年、お子さんに関する貸付資金では、進学先が決まった段階で慌てての相談が多くなっております。

前もって入学金、授業料がいくらかかるか、いくら資金が不足しているのか確認しましょう。

入学金の支払い時などに慌てることのないよう、受験前などに一度「こども家庭課」に相談することをお勧めします！その他の資金についてもお早めにご相談ください！

償還時の注意事項

○償還について

この貸付金は、貸付を受けた方の償還金が、次に貸付を受ける方の大切な財源となります。

貸付時に償還期間、償還金額を相談し、必ず期限までに償還してください。

○滞納してしまったら・・・

償還期限を過ぎてしまった場合は、職員による督促をいたします。

また、滞納が続く場合は、関係する官公庁、勤務先等への連絡をする場合がございますので、ご了承ください。

借受人・連帯借受人が償還に応じない場合は、連帯保証人に対し、債務の履行請求・督促等を行います。

そのほか子育て・ひとり親支援に関する情報

福島市

こども家庭センター・えがお

子どもや妊娠期から子育て期の方から悩みごとなど相談の相談を受け付けています。



あなたの支え

こども家庭庁では、ひとり親家庭の方と子どもたち向けの支援情報や支援団体に関する情報をまとめたポータルサイトを公開しています。



こども家庭課 TEL : 024-572-7106 (8 : 30 ~ 17 : 15)

Mail : ko-katei@mail.city.fukushima.fukushima.jp